

# 「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）」の検討 状況について（地域共生社会関係）

厚生労働省社会・援護局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

# 全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）について（抄）

（令和5年12月22日全世代型社会保障構築本部決定）

## II 今後の取組

### 3. 「地域共生社会」の実現

人口構造及び世帯構成が変化し、家族のつながりや地縁も希薄化し、移動手段の確保も困難となる中で、今後、更なる増加が見込まれる単身高齢者の生活について、住まいの確保を含め、社会全体でどのようにして支えていくかが大きな課題である。高齢者福祉、障害福祉、児童福祉、生活困窮者支援などの制度・分野の枠や、「支える側」、「支えられる側」という従来の関係を超えて、外国人も含め、人と人、人と社会がつながり、一人一人が生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らせる包摂的な社会の実現が必要である。

#### <① 来年度（2024年度）に実施する取組>

##### ◆ 重層的支援体制整備事業の更なる促進

- ・ 重層的支援体制整備事業について、より多くの市町村において実施されるよう、引き続き必要な対応を検討・実施する。
- ・ 2024年度に、令和2年改正法附則で定められた、施行後5年を目途とした検討規定に基づく検討を行い、検討結果に基づいて必要な対応を行う。

#### <② 「加速化プラン」の実施が完了する2028年度までに実施について検討する取組>

##### ◆ 身寄りのない高齢者等への支援

- ・ 高齢者を中心として単身世帯等の急増が確実に見込まれる中で、身元保証から日常生活支援、死後事務の処理に至るまで、広く生活を支えていくため、既存の各施策も踏まえた上で、必要な支援の在り方について検討を行う。

# 「地域共生社会」の実現に向けた取組

ひと、暮らし、みらいのために



厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

# 「地域共生社会」とは

## (地域共生社会とは)

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

### ⇒ 「縦割り」という関係を超える

- ・制度の狭間の問題に対応
- ・介護、障害、子ども・子育て、生活困窮といった分野がもつそれぞれの専門性をお互いに活用する
- ・1 機関、1 個人の対応ではなく、関係機関・関係者のネットワークの中で対応するという発想へ

### ⇒ 「支え手」「受け手」という関係を超える

- ・一方向から双方向の関係性へ
- ・支える側、支えられる側という固定化された関係から、支え合う関係性へ

### ⇒ 「世代や分野」を超える

- ・世代を問わない対応
- ・福祉分野とそれ以外の分野で一緒にできることを考える  
(例：保健医療、労働、教育、住まい、地域再生、農業・漁業など多様な分野)

## 平成29年社会福祉法改正（平成30年4月1日施行）

- 社会福祉法に**地域福祉推進の理念を規定するとともに、この理念の実現のために市町村が包括的な支援体制づくり（※）に努める旨を規定。**（法第106条の3）
  - （※）包括的な支援体制づくりの具体的な内容
    - ・ 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
    - ・ 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、情報の提供や助言等を行う体制の整備
    - ・ 支援関係機関が連携し、地域生活課題の解決に資する支援を一体的に行う体制の整備
- 包括的な支援体制づくりの具体的な内容をメニューとするモデル事業を平成28年度から実施



## 令和2年社会福祉法改正（令和3年4月1日施行）

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行うための「**重層的支援体制整備事業**」（※1）を創設し、その財政支援等を規定
  - （※1）＜「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」最終とりまとめで示された方向性（令和元年12月）＞
    - ・ 本人・世帯が有する**複合的な課題（※2）**を包括的に受け止め、継続的な伴走支援を行いつつ、適切に支援していくため、市町村による**包括的な支援体制において、Ⅰ 断らない相談支援、Ⅱ 参加支援、Ⅲ 地域づくりに向けた支援を一体的に実施**
  - （※2）一つの世帯において複数の課題が存在している状態（8050世帯、ダブルケアなど）、世帯全体が地域から孤立している状態（ごみ屋敷など）等
- 同改正法の**附則において、法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる旨を規定。**

# 地域共生社会の在り方検討会議

ひと、暮らし、みらいのために



厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

# 地域共生社会の在り方検討会議 概要

## ①設置の趣旨

- 地域共生社会の実現に向けた取組については、平成29年の社会福祉法改正により、市町村による包括的な支援体制の整備について努力義務規定が盛り込まれるとともに、令和2年の同法改正により、重層的支援体制整備事業が新設されたところ。
- 令和2年の改正法附則第2条において、施行後5年を目途として施行状況について検討を加えることとされており、地域共生社会の実現に資する施策の深化・展開について、また、身寄りのない高齢者等が抱える課題等への対応や、総合的な権利擁護支援策の充実等について、検討することを目的として開催する。

## ②主な検討事項

1. 「地域共生社会」の実現に向けた方策（地域共生社会の実現に資する施策の深化・展開、重層的支援体制整備事業等に関する今後の方向性）
2. 地域共生社会における、身寄りのない高齢者等が抱える課題等への対応及び多分野の連携・協働の在り方
3. 成年後見制度の見直しに向けた司法と福祉との連携強化等の総合的な権利擁護支援策の充実

## ③構成員

|        |  |            |  |
|--------|--|------------|--|
| 朝比奈 ミカ | 市川市よりそい支援事業がじゅまる+（多機関協働等）<br>市川市生活サポートセンターそら 総合センター長 | 上山 泰       | 新潟大学法学部法学科教授                                   |
| 尼野 千絵  | 特定非営利活動法人暮らしづくりネットワーク北芝<br>地域ささえあい推進室コーディネーター        | 菊池 馨実      | 早稲田大学理事・法学学術院教授                                |
| 石田 路子  | 特定非営利活動法人高齢社会をよくする女性の会 副理事長                          | 栗田 将行      | 社会福祉法人福岡市社会福祉協議会<br>地域福祉部事業開発課長                |
| 伊藤 徳馬  | 茅ヶ崎市こども育成部こども育成相談課こどもセンター<br>課長補佐                    | 田中 明美      | 生駒市特命監   |
| 奥田 知志  | 特定非営利活動法人抱樸 理事長                                      | 中野 篤子      | 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート<br>常任理事                |
| 勝部 麗子  | 社会福祉法人豊中市社会福祉協議会 事務局長                                | 永田 祐       | 同志社大学社会学部社会福祉学科教授                              |
| 加藤 恵   | 社会福祉法人半田市社会福祉協議会<br>半田市障がい者相談支援センター センター長            | 原田 正樹      | 日本福祉大学学長                                       |
| 鍋木 奈津子 | 上智大学総合人間科学部社会福祉学科准教授                                 | 松田 妙子      | NPO法人子育てひろば全国連絡協議会 理事<br>特定非営利活動法人せたがや子育てネット代表 |
|        |  | (座長) 宮本 太郎 | 中央大学法学部教授                                      |

## ④今後のスケジュール（予定）

令和6年6月27日：第1回、7月29日：第2回、8月21日：第3回、9月30日：第4回、10月29日：第5回  
令和6年度末：中間的な論点整理 令和7年夏目途：取りまとめ（令和7年夏以降：関係審議会で議論）

# 検討会議における主な論点

## ①地域共生社会の実現に向けた取組

- 地域共生社会の理念・概念の再整理【第4回（9/30）】
- 包括的支援体制の整備・重層的支援体制整備事業の今後の在り方【第2回（7/29）】【第6回検討予定】
- 福祉以外分野との横断的な連携・協働の在り方【第4回（9/30）】

## ②地域共生社会における、身寄りのない高齢者等が抱える課題等への対応

- 身寄りのない高齢者等が抱える生活上の課題への支援（相談窓口・総合的支援策）の在り方【第5回（10/29）】
- 身寄りのない高齢者等を地域で支える体制（関係機関とのネットワーク構築等）の在り方【第5回（10/29）】

## ③成年後見制度の見直しに向けた司法と福祉との連携強化等の総合的な権利擁護支援策の充実

- 法制審議会における議論等（法定後見制度の開始・終了等に関するルールの在り方等の見直し）も見据えた、総合的な権利擁護支援策の充実の方向性等【第3回（8/21）】
  - ・ 新たな連携・協力体制の構築による生活支援や意思決定支援の在り方
  - ・ 「中核機関」（※）に求められる役割及びその位置付け

※権利擁護支援の地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関・体制



## これまで開催した検討会議（第1回～第5回）

各回テーマに沿って、自治体や有識者等からヒアリングを実施した。（10/29時点）

### ■ 第1回（6/27） テーマ：地域共生社会の実現に向けた取組と課題について

ヒアリング：全構成員（地域共生社会の実現に向けた考えや検討会議に期待すること等）

### ■ 第2回（7/29） テーマ：地域共生社会の実現に向けた取組について（包括的な支援体制の整備の現状と今後の在り方について）

ヒアリング：永田構成員（総論）、福井県坂井市（重層事業実施自治体）、岐阜県飛騨市（重層事業未実施自治体）、奈良県（包括的な支援体制の整備に取り組む市町村への後方支援）

### ■ 第3回（8/21） テーマ：成年後見制度の見直しに向けた司法と福祉との連携強化等の総合的な権利擁護支援策の充実について

ヒアリング：法制審議会民法（成年後見等関係）部会長、福岡県大川市（モデル事業実施自治体）、特定非営利活動法人尾張東部権利擁護支援センター（中核機関）、最高裁判所

### ■ 第4回（9/30） テーマ：福祉分野以外の分野との連携・協働による地域共生社会の実現について

ヒアリング：総務省、環境省、消費者庁、大阪府阪南市、日本生活協同組合連合会、原田構成員（総論）、菊池構成員（全体総括）  
その他資料提供：内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局／内閣府地方創生推進事務局、内閣府孤独・孤独孤立対策推進室  
文部科学省、厚生労働省雇用環境・均等局勤労者生活課労働者協同組合業務室、農林水産省、国土交通省、中小企業庁

### ■ 第5回（10/29） テーマ：地域共生社会における、身寄りのない高齢者等が抱える課題等への対応について

ヒアリング：株式会社日本総合研究所（総論）、愛知県岡崎市（モデル事業実施自治体）、福岡市社会福祉協議会（モデル事業実施自治体等）、NPO法人やどかりプラス（地域のネットワークづくり）